

唐宋變革期の軍禮と秩序

丸
橋
充
拓

はじめに

一 軍禮制度の概観

(一) 五禮制度と軍禮

(二) 行事化された軍禮——田獵と講武——

(三) 實施状況

二 『開元禮』と軍禮の秩序

(一) 經書の繼承

(二) 軍禮と帝國秩序

三 唐宋變革期の田獵

(一) 唐代後期

(二) 北宋

四 唐宋變革期の講武

(一) 五代北宋

(二) 變質のプロセス

おわりに

はじめに

中國傳統社會の軍事史研究はこれまで膨大な成果を生み出してきた分野である。ところが議論の焦點は、從來より、そして今もおほとんど兵役負擔の問題と軍制とに集中している。前者に共通するのは、勞働力搾取のあり方に對する關心である。史的唯物論に依據するか否かを問わず、論者たちは搾取主體としての國家イメージを共有しているといつてよい。一方、後者に共通するのは、武力の機能的編成が、國家による社會統合に規定的な作用を及ぼすとの前提である。いわゆる正當的暴力を獨占的に行使することで、社會統合を實現するヴェーバー流の近代國家像がそこには投影されている。さらにいえば、むしろ君主政體を採る傳統的國家の方が、より素朴で直截的な暴力に社會統合の成否を依存しているはず、との思考も共有されていると思われる。

しかしながらこうした國家觀は今日、大きく揺らいでいる。國家による社會統合のメカニズムを、上からの強制力、ないし「支配」の論理からだけではなく、下から同意を與える（與えさせる）論理、あるいは雙方の相補關係によつて安定的に生み出される「秩序」の面からも解明していこうという姿勢が、多分野の研究者によつて共有されつつあるのである。⁽¹⁾階級關係を越えて取り結ばれる社會的結合のあり方を解き明かした、いわゆる社會史からの提起がそこには内在している。本稿であつかう唐宋史においても、エリート研究や地域史、都市空間論、財政史などの分野において、こうしたスタンスからの成果が近年着々と報告されている。

このような經緯を踏まえると、軍事史研究として、冒頭で概括したような國家觀を超えた論議がいま求められていると考へなければならぬ。國家は單にむき出しの暴力を發動する潜在的可能性ゆえに、社會を統合できるのではない。正當的暴力の存在を日常的に人々に知覺させ、抑止効果を行き渡らせるのに必要な管理能力が近代國家に比して壓倒的に貧弱な傳統的國家は、むしろ國家と社會を媒介する象徴的な仕掛け、なかんづく儀禮を通じて秩序形成に努めてきた。そうした

諸儀禮をかつてのように形式に墮した權力のデコレーションとして斥けるのではなく、國家による秩序構想の縮圖として、さらにはそこに人々が進んで動員されていく仕掛けとしてとらえる視角はすでに今日一般化し、とりわけ王權論の分野では缺かせない柱となっている⁽²⁾。そうした動向に即した軍事史の構築が新たに要請されているのである⁽³⁾。

こうした近況を踏まえ、本稿では軍事儀禮に着目する。傳統的國家が象徴化・儀禮化を通じて社會統合の契機を豊富にしていくな作業は、最も直接的な強制力である武力にも及んだ。武力を儀禮のコードに變換し、秩序の媒介物へと昇華させたものの、それが軍事儀禮である。幸い中國傳統社會において、軍事儀禮は五禮（吉禮・賓禮・軍禮・嘉禮・凶禮）の一カテゴリーとして明確な輪郭が與えられてきた。この軍禮を題材として「軍事によって媒介される秩序のあり方」を探っていくこと、それが本稿のねらいである。

出發點は、古代以來の傳統的禮學體系を集大成した『大唐開元禮』（以下「開元禮」と略稱）に置く。この「開元禮」が成立したのは唐の極盛期であるが、時代はその直後より大きな曲がり角を迎える。本稿では、「開元禮」を生み出した唐代前期から、唐宋變革と呼ばれるこの轉換期までを射程に入れていく。それによって軍禮を靜態的・形式的な面のみならず、動態面からも把握していければと考えている。

一 軍禮制度の概観

（一）五禮制度と軍禮

五禮の思想は『周禮』春官・大宗伯に源を有する。同篇には合計二六種の儀禮が各禮ごとに定められていて（吉禮一二種、賓禮八種、軍禮五種、嘉禮六種、凶禮五種）、これが後世の規範となった。五禮の枠組が國家儀禮の構成に反映されるようになるのは西晉からである。その仕組みは以後、兩晉南北朝から隋を経て、徐々に整えられていった⁽⁴⁾。

表1 『大唐開元禮』軍禮一覽

卷81	皇帝親征類於上帝
卷82	皇帝親征宜於太社
卷83	皇帝親征造於太廟
卷84	皇帝親征禡於所征之地、皇帝親征及巡狩郊祀有司輅於國門 皇帝親征及巡狩告所過山川、平蕩賊寇宜露布、遣使勞軍將
卷85	皇帝講武、皇帝田狩
卷86	皇帝射於射宮、皇帝觀射於射宮
卷87	制遣大將出征有司宜於太社
卷88	制遣大將出征有司告於太廟、制遣大將出征有司告於齊太公廟
卷89	祀馬祖(仲春)、享先牧(仲夏)、祭馬社(仲秋)、祭馬步(仲冬)
卷90	合朔伐鼓、合朔諸州伐鼓、大儺、諸州縣儺

開元二〇年(七三二)に上進された『大唐開元禮』はこうした前代の成果を集成し、合計一五二篇の國家儀禮を五禮の枠組の中に配したものである。全一五〇卷におよぶこの巨編は、禮典の一大到達點として後世の規範とされた。宋代には『開寶通禮』以下、各種の禮典に繼承されており、その一端は今日傳存する『太常因革禮』(二〇六五年成立)や『政和五禮新儀』(一一一年成立)より窺うことができる。⁽⁵⁾

軍禮は『開元禮』において一〇卷を占め、二三種の儀禮が盛り込まれている(表1参照)。まずこれらを有事の軍禮と平時の軍禮に大別し、卷次にこだわらず整理して、全體の成り立ちを俯瞰しておく。⁽⁶⁾

まず有事の軍禮を出征時の時系列に即して再構成する。皇帝親征の場合、出征前には天・社稷・宗廟の祭祀が行われる(皇帝親征類於上帝、皇帝親征宜於太社、皇帝親征造於太廟)。出征時にはまず國門での祭祀が有司によって行われ(皇帝親征及巡狩郊祀有司輅於國門)、ついで經由地の山川における祭祀(皇帝親征及巡狩告所過山川)を経て、戰地における祭祀(皇帝親征禡於所征之地)へとつづく。そして作戦終了後には戰勝報告が発令され(平蕩賊寇宜露布)、使者を派遣して軍將たちへの慰勞が行われる(遣使勞軍將)。なお司令官を派遣して戦う場合には、天の祭祀が省略され、社稷・宗廟および齊太公廟の祭祀が有司代行のもとで開かれる(制遣大將出征有司宜於太社、制遣大將出征有司告於太廟、制遣大將出征有司告於齊太公廟)。

一方、平時の軍禮は、狩獵儀禮(皇帝田狩)、軍隊の練兵式典(皇帝講武)、射弓儀禮(皇帝射於射宮、皇帝觀射於射宮)、馬にかかわる諸儀禮(祀馬祖、享先牧、祭馬社、

祭馬歩)、および合朔・讎の祭(合朔伐鼓、合朔諸州伐鼓、大讎、諸州縣讎)から成る。これらはおおむね開催時季が定められ、年中行事として國家のカレンダーに組み込まれている。

本稿で焦點を當てるのは、平時の軍禮である。冒頭にも述べたように、本稿のねらいは「軍事によつて媒介される秩序」を解析することにある。もちろん有事の軍禮においてもそれは表現されているが、武力が直接衝突する場において軍禮の實施場面を拾い、「秩序」を読み取っていくことは現實の史料上、容易ではない。「秩序」のありよう、あるいはそこに底流する思想は、むしろ行事化された平時の儀禮に、より明示的に現れていることが多いのである。そしてそれらのうち、比較的多くの史料が残っている狩獵儀禮(以下、田獵と稱する)と練兵式典(以下、講武と稱する)を分析素材としていく⁽⁷⁾。なお、田獵・講武には王公・百官の日常的な狩獵や、地方官による軍事教練等もあるが、國家レベルでの秩序を考察するといふ本稿の趣旨に照らして分析對象からは外し、皇帝が臨御するケースのみを扱うこととする。

(二) 行事化された軍禮——田獵と講武——

『開元禮』において田獵は「仲冬之月」に行うものとされる。そして事前の準備から、當日の式次第まで、表2に掲げた手順で儀禮は進行していく。一連の過程において、實際に狩獵を行っていくのは③の部分で、まず「驅逆」、つまり御前に驅り出された獸を皇帝が射、ついで王公が射て、その後には百姓が獵を行う。そして射獵終了後における獲物の取り扱いを定めたのが④である。ここではまず旗下に獲物が集められ、「大獸」は公のものとされ、「小獸」は私のものとして参加者に分與される。前者のうち、上等のものは宗廟に、中等のものは賓客に、下等のものには君主の食用に供せられる。そして最後に、四郊と宗廟・社稷に對する獲物の供獻が行われ、儀禮は終了する。このように田獵においては、實際の狩獵③を通じて軍事教練を行うことのみならず、成果としての獲物を皇帝の遠祖や社稷、そして参加者と共有すること④にも、同等の重みが置かれている。⁽¹⁰⁾

表2 各軍禮の式次第

講武

	『開元禮』の式次第	典 據
①事前準備	會場設營	『周禮』夏官・大司馬
	兵士の人選・指示	
②入場	部隊	
	百官	
	賓客(蕃客・諸州士人)	
	皇帝	
③講武開始	宣誓(大將)	『周禮』夏官・大司馬
	坐作進退(突撃と停止)	
	五陣(東西兩陣の模擬戦)	
④終了	終了宣言(侍中)	
	退場(皇帝→將士)	

『周禮』夏官・大司馬「中冬大閱」の式次第

①事前準備	會場設營
	兵士への指示
②入場	部隊
③大閱開始	宣誓
	坐作進退
④狩場に出て再布陣	部隊
⑤田獵開始	驅逆
⑥獲物の分配	大小により分配
	獲物の左耳を集約
	「車徒皆譟」
	郊へ獲物を供獻

田獵

①事前準備	會場設營	
②入場	部隊	
	皇帝・王公	
③田獵開始	驅逆(獸を御前に驅り出す)	『周禮』夏官・大司馬 『易』比
	皇帝の射	『禮記』王制
	王公の射	
	百姓の獵	
	※射獵上の配慮事項	『詩』小雅・車攻「大庖不盈」鄭注 『穀梁傳』昭公八年
	擊鼓譟呼	『周禮』夏官・大司馬
④獲物の分配	旗下に獲物の左耳を集約	『周禮』夏官・大司馬
	大小・優劣により分配	『周禮』夏官・大司馬
		『禮記』王制
	郊廟へ獲物を供獻	『周禮』夏官・大司馬
		『禮記』王制

このほか田獵にはいくつかの配慮事項が盛り込まれている。まず開催時季は「仲冬之月」に限定されている。また皇帝が獸を射る際、驅逆は三度に留められる（これを三驅という）。さらに田獵會場に設けられるの圍みは三面に限定され、一面は獸の逃げ道として解放される（表2田獵③「※」の箇所）。こうした規定は田獵に遊興的な側面があることと關係する。すなわち、これを好む君主がしばしば度を過ごして、時に農事を妨げ、時に自らの政務を疎かにするといった事態に立ち至る。そこで開催時季を制限するとともに、獲物の濫獲を戒めることを念頭に置いた象徴的な約束事が、田獵のプログラムに組み込まれているのである。⁽¹¹⁾かの『貞觀政要』卷一〇に「畋獵」という項が立てられ、後世の戒めとされたことから、このことが君主の銘記すべき重大な自戒案件であったことが窺われよう。

一方、講武もまた「仲冬」開催が規定され、「都外」で行うものとされている。その式次第も表2の通りである。このうち③が練兵式に該当し、講武の中核を構成する。宣誓の後におこなわれる「坐作進退」とは、會場に整坐した各部隊が、太鼓や鐸鐃の合圖にあわせて立ち上がって突撃し、等間隔で置かれた標識に到達したら止まって坐る、という動作を反復するものである。つづく「五陣」とは、會場に分かれて整列する東西兩軍によって、五種類の陣形を次々に對抗させる模擬戦である。兩軍は、交互に先攻後攻を變えながら、「青旗直陣」「白旗方陣」「黃旗圓陣」「赤旗銳陣」「黑旗曲陣」と呼ばれる五陣形をそれぞれ繰り出していく。その際、先攻側の陣に對し後攻側は五行相剋説に照らしてこれに剋つ陣形を布く（たとえば東軍が「青旗直陣」を取ると、西軍は「白旗方陣」を取る。すなわち「金は木に剋つ」である）。これを五回繰り返して終了となる。

(三) 實 施 狀 況

それでは、本稿が対象とする唐宋時代において、兩儀禮の實施狀況がどのようなものであったか、大雑把な推移を數量的な面から概観しておこう。表3は歷代正史や類書等から講武・田獵の實施事例を検索し、その實施回数を皇帝ごと（五

表3 軍禮の実施状況

	皇帝・王朝	田獵	講武		皇帝・王朝	田獵	講武
唐	高祖(8)	24	4	唐	僖宗(15)	0	1
	太宗(23)	25	2		昭宗(16)	1	0
	高宗(34)	9	3		哀帝(3)	0	0
	武后(15)	0	0[1]	五代	後梁(16)	6	17
	中宗(6)	1	0		後唐(13)	33	2
	睿宗(8)	0	0		後晉(11)	7	3
	玄宗(44)	12[2]	2		後漢(4)	1	0
	肅宗(6)	0	2		後周(9)	3	3
	代宗(17)	1	2	北宋	太祖(16)	28	31
	德宗(26)	5	0		太宗(21)	15	17
	順宗(0)	0	0		眞宗(25)	6	20
	憲宗(15)	0[3]	0		仁宗(41)	2[1]	23
	穆宗(4)	5	0		英宗(4)	0	1
	敬宗(2)	2	0		神宗(18)	0	14
	文宗(14)	0	0		哲宗(15)	0	3
	武宗(6)	5	1		徽宗(25)	0	0
	宣宗(13)	2	0		欽宗(2)	0	1
	懿宗(14)	0	0				

〔凡例〕

- ・「皇帝・王朝」欄の（ ）内数字は在位・存続年数
在位年数：死亡年（讓位年）から即位年を引いた値
存続年数：滅亡年から建國年を引いた値
- ・〔 〕内数字は中止回数

代は王朝ごと）にまとめたものである。

唐代と宋代で史料残存量に大きな開きがあるため、單純に比較できない面もあるが、おおよそ次のような時代経過が浮かび上がるだろう。まず禮制の確立途上にある唐初には、兩儀禮とも盛んに行われる。武韋期に一時中斷があるが、玄宗期には再開される。唐代後期になると講武が次第に行われなくなる一方、田獵はいくぶん頻度を落としながらも繼續されていく。

五代には講武が復活し、北宋初期から中期にかけては兩儀禮とも活發に行われる。なお、本表には明示されていないが、田獵については、眞宗の景德四年（一〇〇七）から仁宗の慶曆五年（一〇四五）の間、四〇年近い空白期間がある。これは後述するように大中祥符元年（一〇〇八）の封禪が契機となったものである。そして慶曆五年に一旦復活するものの、空白期間を置いた田獵は以後定着せず、

慶暦七年以降行われなくなっていく。講武もまた北宋末期にかけて次第に下火となっていく。

このように通観すると、唐代前期と宋代前期の二大ブームに、唐代後期の「谷間」が挟まれる形になっている。これを軍制史の展開に重ね合わせれば、府兵制期に一つの頂点を迎え、募兵制への移行期に混乱し、その定着期に再開されるという流れが読み取れよう。

そこで以下では、第一の頂点である唐代前期と、混乱から再構築に向かう唐宋變革期（特に唐代後期から北宋前期）の二期に分け、軍禮の質的な變化を探っていくこととする。

二 『開元禮』軍禮の秩序

本章では『開元禮』の田獵・講武規定を唐代前期の實施例等と照らし合わせ、當該時期における軍禮が國家の秩序をいかに媒介していたかを考察する。

（一）經書の繼承

前章で概括した『開元禮』講武・田獵の式次第は、經書に記載される多くの軍事儀禮にその範をとっている。前掲表2には『開元禮』の式次第のうち、經書を踏まえる部分の對應典據を掲げている。講武における坐作進退、田獵における狩獵および獲物の分配・供獻という儀禮の核心部分は、『周禮』夏官・大司馬や『禮記』王制など、經書に根據を置いて構成されていることが窺えよう。

とりわけ重要なのは『周禮』夏官・大司馬である。同篇には春夏秋冬四種の軍事儀禮が列擧されるが、『開元禮』田獵・講武の式次第は、そのうち「中冬大閱」にその基本構造を依據している。表2の右側に掲げた中冬大閱の式次第を見ると、同儀禮は大きく前後半二種類の儀禮から成っており、前者が『開元禮』の講武と、後者が田獵と對應している。兩

者はもともと一續きの行事だったものが、のちに個別の儀禮となつていったのである。⁽¹³⁾

田獵・講武の開催時季が冬季とされるのは前述のとおり農事を避けるためであるが、これは『周禮』が冬季以外の三季にも狩獵・講武の儀禮を定めているのとは異なる。この點はむしろ開催を一季に限定する『禮記』月令や漢代の「立秋講武」に依據した發想と考えられる⁽¹⁴⁾

經書に即して軍禮を實施していこうとする『開元禮』の理念は、實踐面にも反映された。たとえば、講武の開催時季は、後掲表6からも窺えるように南朝および北魏においては一貫性が見られなかったものの、西魏・北周・隋・唐においては冬季開催が中心になっていく。武后の聖曆二年（六九八）一月、前年冬に開催豫定の講武が準備不十分でこの時期にずれ込みそうになった際には、王方慶という人物が春季に冬禮を行うことの問題點を『禮記』月令等を根據として實施に反対し、認められた。⁽¹⁵⁾

また講武で實際に坐作進退が行われたことは、顯慶五年（六六〇）や先天二年（七一二）の實施記錄から読み取れる。⁽¹⁶⁾ 田獵における獲物の供獻が規定通り實施されていることも、玄宗期の宰相張說の作品等からうかがえる。⁽¹⁷⁾ 貞觀四年（六三〇）および五年の田獵の後に、太宗が當時上皇だった高祖の居所太安宮に獲物を送っているが、これも陳戌國氏が指摘しているように宗廟供獻と同じ趣旨で理解できるだろう。⁽¹⁸⁾

（二） 軍禮と帝國秩序

ここまでは『開元禮』の規定が經書に依據し、實際の開催もこれに則つて進められたことを明らかにしてきたが、その一方で唐代前期ならではの特色もある。それは、外國や地方の使節が儀禮に参加していることである。講武においては、蕃客・諸州使人が皇帝を出迎え、會場では皇帝の背後に位置を與えられることが、『開元禮』に記されている。⁽²⁰⁾ 田獵の場合、『開元禮』に規定はないが、いくつかの實施例から蕃客が參會していたことが窺いえる。⁽²¹⁾ 彼らだけではない。會場に

において多數を占める兵士は理念上全國の百姓から徴發された府兵によって構成されており、しかも開元八年（七二〇）にはこれを蕃漢の別なく選抜することが定められている。⁽²²⁾さらに講武の規定では、見物に來た一般民の居場所も定められており、實際周圍に百姓が雲集したとの記録も見える。⁽²⁴⁾

つまり講武の場合には外國使節、中央地方の文武官、蕃漢の府兵、そして見物者としての百姓が一堂に會し、田獵においても王公、外國使節、兵員、そして百姓に至るまでが射獵に顔を連ねている。大規模な場合は、數十萬人が動員され、數十里にわたって各軍が展開したと伝えられるから、⁽²⁵⁾參列した人々は巨大な軍禮空間に身を置くなかで、いやが上にもそこに現出された帝國秩序を肌で感じたことであろう。しかも田獵・講武のカレンダーや式次第は經書に基づいている。所定の動作や段取りを間違ひなきよう再現する時間經過のなかで、出席者たちは中華傳統の軍禮プログラムをその身體に刻みつけていく。

さらに田獵の場合は、統合を媒介する契機がもう一つある。田獵で捕らえた獲物は上級品から宗廟、賓客、君主、その他の參會者という順で共食される。武事の果實は、序列性を帯びつつ、一同の血肉とされるのである。そして場合によっては、獲物とは別に布帛等が皇帝より下賜され、⁽²⁶⁾反對に蕃客や百官からは狩獵に用いる鷹犬類が献上されることもある。⁽²⁷⁾軍事のコンテクストに則った共同行爲を中核に据え、その周邊に補完的な贈與關係を二次的に配することで、帝國の秩序は念入りに組み上げられるのである。

儀禮空間への參加、式次第の共同遂行、そして饗宴の場における君臣共食等が、帝國秩序の成り立ちに果たす象徴的役割については、すでに渡邊信一郎氏が元會儀禮を題材に打ち立てた先驅的成果や、梅原郁氏や金子修一氏によって深められた郊廟祭祀の研究などがすでにあり、⁽²⁸⁾本章の枠組もその驥尾に附したに過ぎない。ただ軍禮は、人的動員規模や空間的廣大さという点において、郊廟祭祀のような吉禮や元會儀禮のような嘉禮を凌駕するものがある。『開元禮』の時代、唐朝が帝國秩序を演出するに當たっては、軍禮もまたこれらに劣らぬ重要な役割を果たしていたものではあるまいか。

開元一三年（七二五）一〇月、洛陽郊外で田獵が行われたとき、馬前に現れた兔を玄宗が見事射止めると、傍らに扈從していた突厥使節の阿史那德吉利發は馬から下りて兔を捧げもち、通譯を介してこう祝賀した。

天可汗の神武、天上には則ち有るも、人世には無きなり。

玄宗は彼に腹は空いていないかと問う。すると彼は答える。

聖代此の如きを仰ぎ觀れば、十日食らわざれども、猶お飽くと爲すがごとし。

こののち突厥の使節は、常に儀仗に參じ騎射に加わることを許されたという。⁽²⁹⁾ しかもこのときの田獵は、玄宗自身初の封禪を翌月に控え、泰山に赴く行幸の途上で行われたものだった。皇帝自ら獲た軍事儀禮の果實を、被冊封國の代表が下馬したうえで奉獻し、「天可汗」の武威を言祝ぐ。しかもかかる時代に暮らしていれば、一〇日絶食しても空腹にはならないと語る。つまり獲物の共食に與らなくても困らぬほどの盛時というわけである。時あたかも唐帝國が最盛の世を迎えようとするなか、軍事によって媒介される帝國秩序もひとつの極點に到達していたことを象徴的に切り取ったエピソードといえよう。

三 唐宋變革期の田獵

第一章第三節でも概観したように、唐代後期になると軍禮は「谷間」の時代を迎え、五代宋初にいたって再び活發化する。その間、社會がいわゆる唐宋變革の波にさらされるなか、田獵・講武はいかなる變化を遂げたのだろうか。本章および次章で、それぞれの變化を追跡していくこととする。

（一）唐代後期

講武と異なり、田獵は唐代後期にも停廢されることなくつづけられた。しかし唐代後期の歴代皇帝を通觀してみると、

穆宗・敬宗父子を筆頭に、憲宗・武宗など田獵に熱中する者がたびたび現れる。そしてこのころの田獵においては、帝國構成員の代表を一堂に會し練兵式典を舉行するという本旨はおおざなりにされた。たとえば元和五年（八一〇）、憲宗が苑中で田獵を行おうとした際、次のようなことが起こった。

上暇に因つて近くに畋獵せんと欲す。行きて蓬萊池の西に至り、左右に謂いて曰く「李絳嘗て我の畋獵を諫め、政事を虧損すと云う。今遠からずと雖も、近く苑中に出づれば、必ずや章疏上陳すること有らん。且らく休むるに如かず」と。遂に却て罷歸す。（『李相國論事集』卷五「憲宗出游田獵中罷」⁽³⁰⁾）

皇帝が田獵に出かけた後で、宰相李絳に諫言されることを思い、引き返したというエピソードである。このとき一行には宰相すら伴われておらず、「帝國秩序の縮圖」とはほど遠い、遊興色の強い行事であつたことが推測されよう。

軍事教練色が稀薄化する一方で、獲物の取り扱いはどうなったのだろうか。代宗朝で宰相を務めた常袞には田獵の様子を描いた「春蒐賦」という作品がある。そこには獲物が宗廟に供されたことが次のような表現で謳われている。

有司乃ち……禽を獻じて以て其の生植に報い、豆を充たして以て其の孝悌に遵う。（『文苑英華』卷二二四）

また大曆七年（七七二）の田獵時につくられたと思しき路季登「皇帝冬狩一箭射雙兔賦」⁽³¹⁾からも同じことが窺える。

……或いは鮮を乾豆に備え、或いは芬を祖宗に薦む。圍を合して縦いままに獲るに匪ず、諒に武を閲して農を勸むるなり。（同右）

このように宗廟供獻が維持される傾向は、田獵が年末の行事である臘祭（蜡祭）に合わせ二三月に行われることで、いっそう明確になる。この祭は年末に當たり南郊に百神を祭る儀禮であるが、その過程で宗廟には犠牲が供されることとされている。臘日に田獵を行う事例は唐初より見られるのではあるが、唐代後期になると臘日の田獵實施を明記する記録が増えてくる。また于邵という人物が、ある年の田獵に當たり、皇帝に提出した進狀からも臘祭に合わせた田獵實施を窺わせる一節がある。⁽³⁵⁾

……陛下、俯して畋獵せしめ、遙かに寵靈に借れば、豐狐も重寶を脱し難く、狡兔も三窟に遺る莫く、觀ること將帥に同じうし、藝は偏裨を角ぶ。況んや節は嘉平を號し、時は蜡祭を兼ね。威を承け命を禀くるに、恩已に戎臣に貸せば、狙に登し庖に充つるに、味は宜しく君上を先にすべし。八珍は豐衍にして、六禽は填委すと雖も、輒りに誠を金鼎に傾け、義を野芹に慕うに庶からん。前件の品味、謹んで狀に隨つて進めん。〔文苑英華〕卷六四〇・「進打獵口味狀」

ちなみに「嘉平」とは臘祭の夏代における呼稱である。⁽³⁶⁾ここからも一二月の臘祭に合わせて開催される傾向が読み取れる。

ところで右の進狀には注意すべき點がもう一つある。獲物が百官より進狀つきで獻上されるという過程を踐んでいる點である。一方、これと反對に皇帝が獲物を百官に「賜與する」場合もある。

右。中使祁國俊至り、恩旨を奉宣し、前件の鹿、稍や鮮好を覺ゆるを以て、特に以て臣に賜る者。……伏して以みるに、陛下時令に順つて以て風を宣べ、春蒐の彝典を展べ、有司職を奉じて、上苑に従禽す。將に御庖に備えんとして、茲の鮮獸を獻ずれば、宜しく六膳に供し、以て八珍に副うるべし。臣實に功無し。何を以てか賜を受けんや。……

〔文苑英華〕卷六三・常袞「謝賜鹿狀」

ここでは中使が派遣されて百官に獲物が賜與され、百官がそれに對する謝狀を皇帝に提出している。

第二章でも述べたように、獲物の共食はもとより田獵の中核的なプログラムであり、右のやりとりも一見その土俵上にあるかにみえる。ただ従前と異なるのは、唐代後期に特有の現象、「進奉」と「帝賜」の影響がそこに及んでいる點である。

進奉とは周知の通り、百官が皇帝からの個人的な恩寵を求めて行われる獻納行為であり、帝賜とは皇帝より百官や百姓に對して下される各種の賜與を指す。進奉品は國庫（左藏庫）とは別に設定された皇帝の私的財庫（內藏庫）に納められ、

これがしばしば帝賜の資源にもなる。したがってそこには税物を左藏庫に納め國家經費に支出するという一般財政とは別に、贈與を核とする新たな富の流れが派生することになる。進奉と帝賜が一般財政における收放過程と決定的に異なるのは、差出人と受取人を結ぶ個人的紐帶の確認・更新が目的とされていること、そしてそれゆえ贈答品には必ず兩者の「名前」を明記する必要があることである。そこで必ず書簡が添附されるか、あるいは贈り主から使者が立てられるかして、「贈物の命名性」の擔保が圖られる。清木場東氏によれば、帝賜の際に中使が派遣され、賜物を頂戴した者は返禮として謝狀を提出する、という慣習が唐代中期以降、擴大したという⁽³⁷⁾。常袞の謝狀中に見える獲物をめぐるやりとりはまさしくそれに符合するものである。

田獵における獲物とは本来、儀禮會場において他の參加者とともに共食することで帝國構成員たることを認識するための媒介物であった。唐代後期にも田獵後には饗宴が開かれており、そうした側面が消滅したわけではもちろんない。だがこれと同時に、獲物は君臣雙方が個別的互酬關係を取り結ぶために、書簡や使者を介してやりとりされる交換財という役割をも擔うようになったのである。そして皇帝への書簡はこのころより作者個人の創作としての價值を見出され、保存・鑑賞されるようになる。君臣間の新たな互酬關係は、進奉という風潮に便乗しつつ、公然と交わされるものになっていく。こうした贈答は他の品物にも擴大する。田獵において好んで貢獻されたのは、狩りに用いる鷹や馬であり、そこに附された進狀も今日何點が残されている。⁽³⁸⁾父穆宗や兄敬宗の惑溺ぶりを見ていたせい、か、田獵をむしろ忌避していた文宗でさえ、鷹犬一般の進奉を禁止しながら田獵用の鷹犬だけは例外としていた。⁽³⁹⁾このことから、田獵から派生した贈答の定着ぶりが推測されよう。

第二章でも述べたように、唐代前期にも獲物共食の周邊で補完的な贈與は行われていた。しかし唐代後期には、そのやりとりが書狀や使者の往還をとまなう意識的かつ顯在的な關係へと發展し、前代以上に廣く社會に定着していく。このように、唐代後期の田獵では、獲物を宗廟に供獻するという中核部分が維持される一方、残りの獲物やその他の品々をめぐ

る二次的な互酬關係がその外延で擴大する傾向が見られた。ではこうした贈與の構造は宋代における田獵にどのような結びついていくのか。節を改めよう。

(二) 北 宋

建隆二年(九六一)十一月、宋の太祖が近郊で田獵を行った際、彼が免を射抜くと、從臣たちはこれを賀して馬を献上した。これに對し、太祖は歸途に宴を賜るとともに、宰相・樞密使、さらに節度使以下の武官に錦袍を下賜した。そしてこの一件を伝える記事は、それが後世に與えた影響を次のようにまとめている。

其の後、凡そ田に出づれば皆然り。從臣は或いは窄袍・暖鞞を賜り、親王以下の射中する者は馬を賜る。(『續資治通鑑長編』〈以下『長編』と略稱〉卷一・建隆二年十一月癸卯條)

田獵時には從臣に衣類が、獲物を射た者には馬が與えられるのが以後恒例になったと述べられており、實際そうした賜與が續けられたことも、その後の記録から確かめられる。⁽⁴⁰⁾一方、百官の側からは、鷹犬の進奉が前代同様行われている。⁽⁴¹⁾

前節で述べた二次的な互酬關係が、宋代にもひきつづき定着していたことが窺われよう。

ところがこの時期には、田獵の歴史を一變させる重大な問題が顕在化する。獲物の宗廟供獻が行われなくなるのである。雍熙二年(九八五)十一月、開封西郊で田獵が行われた際、太宗は宰相にこう語った。

古者の蒐狩は、獲る所の禽を以て宗廟に薦享す。而れども其の禮は久しく廢さる。今之を復す可し。(『宋會要輯稿』〈以下『宋會要』と略稱〉禮九十二・田獵・雍熙二年十一月二十四日條)

田獵の要ともいふべき宗廟供獻が久しく廢絶しているので復活させよと命じており、これを承けて宗正寺が『開寶通禮』に則って供獻を實施している。⁽⁴²⁾田獵の外延で二次的な互酬關係が定着したこの時期、それと並行して肝心の中核部分が空洞化の危機に瀕していたのである。

實のところ、太宗という皇帝は田獵の本義をそれ以前から再三強調している。

・臘、有司冬狩の禮に備えんことを請う。上之に従い、因つて左右に謂いて曰く「……前代を歴觀するに、多く此（田獵）に惑いて喪敗に至る。朕今時に順つて蒐狩し、民の爲に害を除くは、敢て以て樂を爲すにあらざるなり」と。

（『長編』卷一九・太平興國三年（九七八）二月庚午條）

・近郊に校獵し、射して走兔四に中る。顧みて從臣に謂いて曰く「臘日に出狩するは、以て時令に順い、轡を緩めて禽に従うは、且つ荒にあらざるなり」と。（『宋會要』禮九十二・田獵・太平興國六年二月一日條）

遊興化や濫獲を戒め、臘日に合わせて田獵を行うことで時令に順おうとしており、田獵をあるべき姿に對する自覺が窺える。彼自身はもとも田獵を好まなかつたにもかかわらず、晩年には諸王に代理させてまで臘日實施にこだわるなど、個人の嗜好を越えて公事を全うすることに意を盡くしている。⁽⁴³⁾したがって雍熙二年における宗廟供獻復活の試みもその流れで理解して間違いないまい。そして實際、直後に開催された田獵においてはそれが守られたことも事實である。⁽⁴⁴⁾

しかし太宗の復古路線は長續きしなかつた。それから半世紀後の景祐二年（一〇三五）、宗廟への薦新（季節ごとに旬の食物を供獻する儀禮）品目を詳定するよう命じられた太常禮院と宗正寺は、そのころの状況をこう報告している。

太宗皇帝、雍熙中に、嘗て詔して畋獵に新（親の誤か）射して獲たる所の禽獸を以て、並びに有司に付し、以て薦饗に備えて、仍りて永式と爲さしむるも、厥の後歲久しく、禮も亦浸や微かなり。……（『宋會要』禮一七―八六・薦新・

景祐二年四月八日條）

田獵の宗廟供獻は結局定着せぬまま、再び忘れ去られたのである。

以上のように、北宋初期の田獵においては、君臣間の互酬關係が前代にひきつづいて定着する一方で、獲物の宗廟供獻が形骸化してしまった。軍事儀禮の果實を皇帝の遠祖を含めた帝國の構成員が共有するという中核部分はここで完全に脱落し、田獵の重心は二次的に派生した外延部分に移行したことになる。

こののち時代が眞宗朝に移り、大中祥符元年（一〇〇八）に封禪の儀が舉行されると、田獵はその後實施されることがなくなった。三七年後の慶曆五年（一〇四五）には一時復活が試みられるが、⁽⁴⁵⁾長いブランクのため大混亂を來たし、二年後には取りやめとなつて、⁽⁴⁶⁾こののち北宋末まで二度と行われることはなかったという。⁽⁴⁷⁾

二次的な互酬關係は、田獵に限らず別の契機においても實現できる。唐代後期以來、外延部分を肥大化させてきた田獵は、宋代に至り核心部分を空洞化させた時點で、その存立要件を掘り崩してしまつていたのであろう。

そして以上のような經緯を反映してか、治平二年（一〇六五）に成立した『太常因革禮』の軍禮部分（卷六一―六三）には田獵が盛り込まれていない。⁽⁴⁸⁾一方、北宋末に制定された『政和五禮新儀』には、「皇帝田獵儀」が含まれ、「時日」「祭告」「陳設」「車駕詣田獵所」「田獵」「賜射餘獲」「車駕還内」の七項目にわたつて詳細な式次第が記されている（卷一六〇―一六一）。しかしそうした規定も、右の經緯から推して、もはや現實から遊離した具文に過ぎなかった。田獵を媒介として君臣關係を確認する営みは、すでにその役割を大きく縮小していたのである。

四 唐宋變革期の講武

（一）五代北宋

第一章でも述べたように、唐朝自身による講武は安史の亂直後の肅宗・代宗期を最後に、唐代を通じてほとんど實施されることなく（表3・表4参照）、後梁太祖による講武實施でようやく復活する。後梁の開平二年（九〇八）に行われた講武は、「步騎三十萬」という盛會であつたが、これは唐代後期、地方の各藩鎮が個別に行つていた練兵式典を統一國家のそれとして昇華したものと考えられよう。そののち五代宋初にかけては表3からも判るようにコンスタントに實施例が傳えられており、宋初の禮典『開寶通禮』にも載録されて、⁽⁵⁰⁾その形式と實質を回復した。

表 4 唐代講武の實施例

皇帝	年 次	月	場 所	觀閱内容	賜 與	備 考	典 據
高祖	武德 1 (618)	10				召集の詔のみ残存	新1、會26、冊124
	武德 5 (622)	11	宜州				舊1、冊124
	武德 8 (625)	11	宜州同官縣				舊1、會26、冊124
	武德 9 (626)	3	昆明池	水戰			冊124
太宗	貞觀 8 (634)	12	長安城西		高祖上皇より將士に賜酒三品以上と宴し散會時に賜物		舊1、舊3、新2、會26
	貞觀15(641)	10	伊闕			新2、冊115は田獵と記す	舊3
高宗	顯慶 2 (657)	11	新鄭	坐作進退五陣		田獵の7日後	舊4、新3、會26、冊115
	顯慶 5 (660)	3	并州城北				舊4、新3、會26、冊124
	麟德 2 (664)	4	邙山				舊4、新3、會26、冊124
武后	聖曆1?(697)	10				翌年にずれ込み中止	會26、舊89
玄宗	先天 2 (713)	10	驪山	坐作進退	講武使・將軍から折衝果毅・押官に至る武官に賜帛	翌日に田獵	舊8、會26、冊124、鑑210
	開元 8 (719)	8				召集の詔のみ残存	會26
肅宗	至德 2 (757)	8	鳳翔府門			安史の亂後、長安回復直前	舊10、新6、會26、冊124
	至德 3 (758)	1	含元殿庭			長安回復直後	舊10、新6、會26、冊124
代宗	寶應 1 (762)	9	明鳳門街				冊124、新6
	大曆 9 (774)	4				郭子儀をして大閱せしむ	舊11、冊992
武宗	會昌 2 (842)	7	左神策軍				新8
僖宗	廣明 1 (881)	11	左神策軍			黃巢の長安侵略直前	新8、鑑254

(史料略稱) 舊：舊唐書、新：新唐書、會：唐會要、冊：冊府元龜、鑑：資治通鑑

表5 講武の会場

時 代	唐	五代	北宋
郊外	8	15	12.5
殿庭・城内諸施設	3	5	43
軍營・教場	2	2	22
苑池	1	1	15.5
不明	3	2	17
計	17	25	110

(2ヵ所で行われる場合は0.5とカウント)

表7 講武の観閲内容

時 代	唐	五代	北宋
坐作進退	1.5	1	1
戦陣	0.5	0	13
水戦	1	0	12.5
砲・發機石	0	0	8
弓弩	0	0	32.5
各種武技	0	1	12
格闘	0	1	0
不明	14	22	31
計	17	25	110

(2種類を観閲する場合は0.5とカウント)

表6 講武の開催月

開催月	兩晉	南朝	北魏	西魏北周 隋唐	五代 北宋
1	0	3	3	1	10
2	0	2	1	0	10
3	0	0	1	3	18
4	0	0	4	4	14
5	0	0	3	0	6
6	0	0	1	1	2
7	0	0	7	2	5
8	0	3	5	2	16
9	0	5	8	1	8
10	0	2	2	9	23
11	6	0	1	8	8
12	1	0	1	4	10
閏	0	1	1	0	2
不明	0	0	1	1	3

(月をまたいで実施される場合は、前の月に組み込んでいる)

とりわけ太平興國二年(九七七)および咸平二年(九九九)の講武は、それぞれ中國統一事業の最終局面、契丹との關係緊張という内外情勢も手傳つてか、「甲兵の盛んなること、近代無比なり」⁽⁵¹⁾「士民老幼、觀る者坌集す」⁽⁵²⁾という大規模なものとなった。観閲内容も、坐作進退と五陣を中心に構成され、開元の舊事を彷彿とさせるものだったと推測される。

ところが、郊外に大軍を出動させ古式に則つて行うこの種の講武は、宋代において實は少數になっていく。表5・表7は、それぞれ唐宋期における講武の實施会場、開催月、および観閲内容を、それぞれ時代別に集計したものである。⁽⁵⁴⁾これを材料として五代北宋の講武を分析している。

まず講武の会場についてであるが、唐代においては郊外に出かけて大規模に舉行される太平興國二年・咸平二年と同様の講武が多かった。ところが宋代に目立つのは、都城内の諸殿庭・

諸施設に禁軍等を召し出すケースと、禁軍を構成する各軍營や教場を皇帝が個別に訪れ、そこで觀閲を行うケースである（表5）。殿堂として使用されることが多かったのは崇政殿・便殿で、檢索の範圍では二六回・九回開催されている（それぞれ、うち三回は崇政殿・便殿兩説あり）。また苑池一六件のうち、一〇件は講武池（開寶六年以前は教船池）と金明池において水戰を觀閲するケースであり、兩池を水軍の教場と考えれば、教場型の比重がその分高まることとなる。いずれにしても従来のような郊外型は大きく後退したことが見て取れる。

ついで開催時季については、表6からも判るように、北宋では三・四月が増えるなど、全體として季節性が稀薄化する傾向にある。その背景は詳かでないが、郊外での開催が減り、かつ參加兵員が募兵化したため、農事に配慮する必要性が従来ほどなくなったことと關連があるのかもしれない。

觀閲内容にも大きな變化が見られる。唐代の場合、觀閲内容が判明するのは表4のとおり三件だけなのだが、そのうち顯慶二年と先天二年は『大唐開元禮』の規定通り、坐作進退と五陣が觀閲されている。それに對し、宋代の講武で壓倒的多數を占めるのが射弓であり、戰陣、水戰と各種武技がこれに續く（表7）。全體として、「マスゲーム」形式に比して「個人種目」の割合が増加しているのである。

何ゆえこのような變化が起ったのか。やや時代は下るが、西夏の李元昊による軍事活動が盛んになり始めた康定元年（一〇四〇）に提出された論議が參考になる。

延和殿に御して諸軍の戰陣を習うを閱す。上封者言えらく「諸軍止だ坐作進退を教えるのみ。整肅觀るべしと雖も、然れども敵に臨みては用い難し。請うらくは今自り官を遣して陣を閱し畢らば、鎧を解いて弓弩を以て射しめんことを。營に弓三等を置くこと、一石自り八斗に至るまで、弩四等は、二石八斗自り二石五斗に至るまで、次を以て閱習せしめん」と。（『長編』卷二二八・康定元年七月庚午條⁵⁵）

つまり古典的軍事秩序を演出することに主眼が置かれる坐作進退には、實地の有用性という面で當時の人たちからも疑

表8 宋代講武における賜與の廣まり

皇帝	年 次	月	對 象	賜 物	典 據
太祖	乾德 2 (964)	3	水軍將士	衣 錢 帛	長5
	開寶 7 (974)	8	軍人		宋3、長15
	開寶 9 (976)	8			宋3、長17
太宗	太平興國 2 (977)	9	崔翰(指揮者)	金帶 襦袴 帛 錢	宋260、會禮9-5
	太平興國 5 (980)	12	禁軍校・衛士		長21
	太平興國 9 (984)	4	武士		宋4・113、長25、玉145
	至道 3 (997)	11	王貴(優秀者)		長42
眞宗	咸平 4 (1001)	8		錢 羊・酒・錢 錢 「賜物」	宋6、玉145
	景德 2 (1005)	7	優秀者		玉145
	天禧 1 (1017)	9	衛士		長90
	天禧 2 (1018)	4	將士		長91
仁宗	天聖 9 (1031)	3	軍士	錢 錢 錢	會禮9-8
	景祐 4 (1037)	8	昇進對象から外れた者		會禮9-8
	至和 1 (1054)	10	衛士		玉145
神宗	熙寧 6 (1073)	10	軍校兵士	銀 茶 銀・絹・錢 袍・笏・銀帶	玉145
	元豐 4 (1080)	4			會禮9-9
	元豐 4 (1080)	9	授官對象から外れた者		會禮9-9
	元豐 6 (1082)	1	授官對象者		會禮9-9、玉145
哲宗	元祐 5 (1090)	12	禁軍(長編は楚軍に作る)	銀櫟、四帛 靴・袍(+趙姓)	宋17、長453
	元符 3 (1100)	1	蕃官		會禮9-10

(史料略稱) 宋：宋史、長：長編、會禮：宋會要・禮、玉：玉海

問が出されており、より實戰的な射弓の教習が求められるようになったのである。

そして實戰力に富む人材へのニーズは、褒賞というインセンティブを生み出していく。射弓や武技のような個人種目を中心に、優秀者への授官や昇進が行われるようになり、さらに事後には宴が催され、皇帝から何らかの賜與が下されることが増えてくるのである(表8参照⁽⁵⁶⁾)。

唐代の講武は練兵式典が終われば、そのまま散會となった⁽⁵⁷⁾。坐作進退や五陣等の共同行爲を通じ、帝國の秩序を一同が身體化すれば、目的は達せられるからである。これに對し宋代では、武技を實演した後における、皇帝自身から武官個々人に對する技能評價と賜與の方が重要となり、それが君臣間を媒介するようになったのである。至道元年(九九五)、便殿において講武が行われた際、強弓を引く兵士を見て太宗は近臣にこう語った。

方今寰海に事無く、美才は間ま出でて、悉く吾が穀中に在り。朕、行伍中に向いて氣質端謹、勇にして禮を知り、進退に度ある者を選び、授くるに挽強の法を以てし、相い講教せしむるは、弧矢の妙、復か

に倫比無き所以なり。〔長編〕卷三八・至道元年二月己未條

皇帝が武官個々人の武技を觀閲・評價することの效用を、太宗自身が實感を込めて語っている。このように宋初の講武には、もともとの軍禮に備わっていない二次的な君臣關係が確固たる領域を獲得していった。中核部分から二次的部分への重心の移行という展開に、前章で述べた田獵とよく似た構造を見て取ることは困難ではあるまい。

(二) 變質のプロセス

『開元禮』の講武は、いかなるプロセスを経て北宋型の講武へと變質したのだろうか。たしかに唐代後期には講武の實施例がほとんどない。前節においていきなり宋代にメスを入れたのはそのためである。そこで判明したこと、すなわち殿庭・教場における開催の増加、射弓など個人種目への觀閲内容の變化、事後における賜宴・賜與が廣まり等、宋代に見られた特徴は、いわば皇帝と軍隊を結ぶ關係の變化、皇帝の軍隊に對する接し方の變化が反映されたものと考えられる。だとするならば、何も講武の實施例のみに目を凝らさなくても、皇帝の軍隊に對する接し方全般を廣く觀察すれば、變質のプロセスを追うことはできるのではないか。本節では、このような視點から唐宋間に横たわる講武空白期にいくらかの補助線を引いてみたい。

周知のように九世紀前半には北衙禁軍の制度が宦官主導のもとで整えられていく。そしてそれと步調を合わせるように、歴代皇帝が折に觸れて禁軍諸營に行幸する様子が記録されるようになる。皇帝は禁軍に赴いて何を行うのだろうか。穆宗と敬宗のケースを一例ずつ挙げよう。

- ・ 皇帝、六宮侍從と大いに南内に合宴す。右軍に迴幸し、中尉等に頒賜すること差有り。是れ自り凡そ三日ごとにたび左右軍に幸し、及び宸暉・九仙等門に御して、角抵・雜戲を觀る。〔舊唐書〕卷一六・穆宗紀・元和十五年六月癸巳條
- ・ 初め、帝常に右軍中尉梁守謙を寵す。游幸する毎に兩軍角戲し、帝多く右の勝つを欲し、左軍以て望^{うち}みと爲す。〔新

唐書』卷二〇七・宦者傳上・馬存亮傳)

皇帝はたびたび禁軍に赴いて賜物を下す。そしてその場で行われたのは、角抵や雜戲など、武技といえなくはないものの、きわめて遊興性の高い競技の觀賞であつた。しかも敬宗などは「ひいきのチーム」まで持ち、これに肩入れしていたという。禁軍とこうした競技の關わりといえ、唐代後期屈指の專權宦官、仇士良の有名な科白が想起される。彼は會昌三年(八四三)に致仕した際、後進の宦官に天子に仕える上での心得を説いた。その言葉からは、禁軍に引き込んだ皇帝を右のような競技にのめり込ませることが、彼らの意圖的な働きかけによるものだったことが読み取れる。

諸君の爲に計るに、財貨を殖やして、鷹馬を盛んにし、日ごとに毬獵聲色を以て其の心を疊わし、侈靡を極むるに若くは莫し。(『新唐書』卷二〇七・宦者傳上・仇士良傳)

一方、いわゆる甘露の變以降、彼に政權を壟斷され意氣消沈した文宗などは、その後、神策軍に行幸し、ボロ・田獵・宴會に興じることが、六・七割減ってしまったという。⁽⁵⁸⁾ 前章ではこの時期における田獵の遊興化に觸れたが、皇帝と禁軍の遊興を介した結びつきもそれと軌を一にする現象と言えよう。⁽⁵⁹⁾

皇帝と禁軍のこうした因縁は、おそらく神策軍が宦官の手に握られた徳宗の貞元年間(七八五―八〇五)に始まる。貞元一一年(七九五)一二月、徳宗は田獵を行つた歸りに神策軍左廂に立ち寄り、軍士を勞饗した。⁽⁶⁰⁾ すると翌年、禁軍の左右十軍使は次のような奏請を行つた。

左右十軍使奏して云えらく「鑾駕去冬諸營に巡幸す。銀臺門外に石碑を立て、以て聖迹を紀さん」と。之を可とす。

其の碑は亭子門外に立つ。高さは二丈二尺。⁽⁶¹⁾ (『唐會要』卷二七・行幸・貞元二年四月條)

禁軍が皇帝行幸を紀念した石碑を立てたのである。そしてわずか二ヶ月後の同年六月には、宦官による神策軍支配の端緒となったことで名高い護軍中尉制度が設立されている。宦官が建立した皇帝顯彰碑といえ、元和年間に宦官吐突承璀が造り、宰相李絳の反對で廢棄が決まった際には百牛を以て引き倒させたという、高さ五丈の「安國寺聖德碑」がある。⁽⁶²⁾

本碑はそれには及ばぬものの、大明宮外牆にある銀臺門（東西に左右各一あり）傍に、五メートル近い巨碑がそびえたとなれば、その壯觀さは推して知られよう。宦官が石刻を用いて皇帝と禁軍の蜜月ぶりを演出するという営みはその後も續いたようで、會昌二年（八四二）七月には武宗が左神策軍に行幸したことを記念して「皇帝巡幸左神策軍紀聖德碑」が翌年に建てられた。⁽⁶⁴⁾

皇帝が禁軍と接する場合は個別の軍營に引き込まれ、そこで遊興性の高い競技が觀賞される。皇帝が賜宴や賜物で恩澤を施せば、禁軍は石刻を用いてこれ見よがしの帝德顯彰を反復する。講武の空白期間、皇帝と禁軍は限られた空間のなかで、このような個別的な互酬關係を育んでいった。

『開元禮』に定められた傳統的軍事儀禮の中に、宦官の出る幕はない。皇帝が帝國構成員の眼前に臨御し、古式に則って帝國の軍事秩序を演出する機會は、恐らく彼らの奪權過程のなかでうやむやにされたのではないだろうか。⁽⁶⁵⁾そしてこれに代わって君臣の間を結びつけたのが、右のような垂恩と謝恩に基づく二次的な互酬關係だったのである。

北宋初期、建國當初の皇帝たちは、さすがに唐末皇帝のごとき遊蕩生活にははまりこんでいない。しかし殿庭・教場で射弓などの個人種目を觀閲し、事が終われば宴を張り賜與を下すという宋代講武の基本構造は、唐代後期においてすでに胚胎していたのである。

ところで、北宋末期の開封を描いたとされる『東京夢華錄』の卷七には、「開金明池・瓊林苑」「賀幸臨水殿觀爭標錫宴」「賀答寶津樓諸軍呈百戲」「賀幸射殿射宮」といった篇目が立てられている。よく知られているように、各篇には水ぬるむ三月、水上の模擬戦や雜戲、あるいは射弓など遊興性の高いイベントがに催され、一般住民も巻き込んで盛り上がりつづいていた様子が、華やかな筆致で活寫されている。そのさまは、刈り入れを待ち、寒風吹き始める時季に帝國秩序を表現するべく開催された開元の講武とは相當に趣を異にする。一方、北宋の講武は三―四月の開催が増えることを先に指摘した

が(表6)、そうした時季の面からも、また内容の面からも、『夢華錄』と重なり合う部分が多い。本稿で分析した時代からはいくぶん下の記録ではあるが、皇帝の御前で個々人がその技能を競う『夢華錄』の世界は、實は唐代後期から北宋初期に源を發するものだったのである。

おわりに

以上のように「軍事によって媒介される秩序のあり方」は、唐宋變革期を通じて大きく變化した。

『開元禮』の軍禮では、帝國構成員の代表が場を同じうして、軍事教練の所定動作を共同で遂行し、さらに田獵の場合には獲物を共食する。軍事のコンテクストに則った一連の象徴的なプログラムが、一同の結合を媒介しえたのである。國家に對して物質的な依存をしていない府兵たちを結びつけていたのも、こうした軍禮の媒介力であったと推測される。⁽⁶⁶⁾

唐宋變革期に入ると、軍禮の相貌は一變する。田獵においては獲物や鷹犬等の進奉・賜與の習慣が廣まって、君臣間の二次的な互酬關係が肥大化するなか、宋代には獲物の宗廟供獻が形骸化し、やがて開催そのもののさえ危うくなっていく。

一方、講武の場に帝國構成員の代表がこぞって召集されることは稀となり、皇帝は個々の軍營に臨御して武官個人の技量を評價し、賜物を與えていくようになる。いずれの儀禮においても、軍禮本體の象徴的な媒介力が弱まり、代わって皇帝からの個別的な垂恩が君臣間の結合を媒介していく。募兵たちは通常の給與とともに、こうした皇帝との個別的な關係により、國家に統合されていたのである。これは宋代における全實戰兵力の「禁軍化」という周知の制度改變と重なり合う現象であろう。郊外に馬揃えする府兵制下の軍隊を「帝國の軍隊」と呼ぶならば、殿庭・軍營でお目もじを得る募兵制下の軍隊はすぐれて「王都の軍隊」であった。

宋代後期、軍禮は全體として衰退に向かう。軍事教練の共同動作や獲物の宗廟供獻等の中核部分が空洞化し、軍禮の象徴的な媒介機能が失われたとき、残されたのは二次的な君臣關係だけであった。二次的な君臣關係は、先述のとおり別の

契機に發生する互酬關係によっても代替できる。中空となった儀禮が存續の危機を迎えたのも宜なることなのかもしれない。そして軍禮の退場と歩調を合わせるように、歴史の表舞臺に登場するのが郊廟祭祀である。何を媒介にして國家を統合するか、その關心と選擇肢は時代とともに移り変わる。

本稿では軍禮によつて媒介される秩序を中核に起き、賜物と貢物による互酬關係をその周邊に派生する二次的產物と位置づけて議論を進めてきた。しかし贈與によつて媒介される個別的な君臣關係というのは、むしろ超歴史的・超地域的に見られる現象とも言いうる。となると『大唐開元禮』に現れた古典的軍事秩序を基準點ないし正嫡と認め、唐宋變革期のそれを逸脱とする見方は、事の一面しかとらえていない可能性を残す。前者を歴史的產物としてとらえ直し、より長いスパンで軍禮秩序の分析を進めていくことが今後は求められよう。

【参考文献】（五〇音順）

- 穴澤彰子 一九九九 『唐宋變革期における社會的結合に關する一考察』（中國―社會と文化一四）
 池田 溫 一九七二 『大唐開元禮解說』（古典研究會編『大唐開元禮 附大唐郊祀錄』、汲古書院）
 今村眞介 二〇〇四 『王權の修辭學』（講談社）
 梅原 郁 一九八六 『皇帝・祭祀・國都』（中村賢二郎編『歴史のなかの都市』、ミネルヴァ書房）
 大原良通 二〇〇三 『王權の確立と授受』（汲古書院）
 大日方克己 一九九三 『古代國家と年中行事』（吉川弘文館）
 金子修一 二〇〇一 『古代中國と皇帝祭祀』（汲古書院）
 清水場東 一九九七 『帝賜の構造』（中國書店）
 小谷汪之等 一九九〇 『權威と權力』（『シリーズ世界史への問い』七、岩波書店）
 小南 一郎 一九九五 『射の儀禮化をめぐる』（『中國古代禮制研究』、京都大學人文科學研究所）
 任 爽 一九九九 『唐代禮制研究』（東北師範大學出版社）

高木智見 一九八六『春秋時代の軍禮について』（名古屋大學東洋史研究報告一一）
陳 戊國 一九九五『中國禮制史・魏晉南北朝卷』（湖南教育出版社）

（初版の書名は『魏晉南北朝禮制研究』）

松木武彦 一九九八『中國禮制史・隋唐五代卷』（湖南教育出版社）

丸橋充拓 二〇〇一『人はなぜ戦うのか』（講談社）

安丸良夫等 二〇〇二『唐宋變革』史の近況から』（中國史學一一）

梁 滿倉 二〇〇一『王權と儀禮』（『天皇と王權を考える』七、岩波書店）

渡邊信一郎 一九九六『論魏晉南北朝時期的五禮制度化』（中國史研究二〇〇一—四）

『天空の玉座』（柏書房）

註

（1）丸橋二〇〇一・一五七—一五八頁。

（2）渡邊一九九六、大原二〇〇三、小谷等一九九〇、安丸等

二〇〇二、今村二〇〇四等を参照。

（3）軍事を象徴性・媒介性の面から分析するこれまでの研究としては、南郊祭祀における儀仗兵に論及した梅原一九八六、武器を媒介として形成される在地社會の秩序を描いた

穴澤一九九九が挙げられる。また開拓が先行する日本史・考古學分野（大日方一九九三、松木二〇〇一等）、あるいは國際緊張の高まりに即して近年陸續と公刊されている

「戦争」をテーマとする諸編からも多くの示唆を得た。

（4）梁二〇〇一。

（5）池田一九七二。

（6）以下の概括は、陳一九九八、任一九九九を参照した。

（7）なお、射弓儀禮（射禮）も平時において行事化され、か

つ史料も比較的豊富であるという点では講武・田獵と共通する。ただ射禮は『周禮』春官・大司馬において嘉禮に分類されている（賓射之禮）ように、軍事色の稀薄な共同體儀禮としての側面も強く、他の軍禮と同じ土俵で議論することが難しいため、本稿では田獵と講武に絞って議論を進めることとする。

（8）地方における軍事教練については『新唐書』卷五〇・兵志、『宋史』卷一九五・兵志九、訓練之制等に記述がある。

（9）『開元禮』卷八五・皇帝田狩 諸得禽者、獻於旗下、致其左耳。大獸公之、小獸私之。其上者以供宗廟、次者以供賓客、下者以充庖廚。乃命有司饁獸於四郊、以獸告至於廟社。

（10）田獵の目的や配慮事項については、陳一九九八・二二三—二四頁を参照。

(11) こうした配慮は、それを逸脱する皇帝に対する百官の諫言にしばしば現れる。たとえば唐高祖の田獵を諫めた褚亮の言葉には、田獵のあるべき姿が次のように表現されている。

用農隙之餘、遵冬狩之禮、獲車之所遊踐、虞旗之所涉歷、網唯一面、禽止三驅、縱廣成之獵士、觀上林之手搏、斯固畋弋之常規、而皇王之壯觀。(『舊唐書』卷七二・褚亮傳)

農閑期に田獵を實施し、濫獲防止の心得を守ることが田獵の常道であり、それによって皇帝の威光は輝くことが強調されている。

(12) 小南一九九五・五一―五三頁に同條の懇切な現代語譯と解説がある。

(13) 『開元禮』卷八五「皇帝講武」「皇帝田狩」兩項には、兩者を續けて行う場合の段取りが注記されており、もともとが一體の儀禮であつた名残が留められている。

・若因田狩、則令講武軍士之外先期爲圍、觀訖、乘馬鼓行親禽如別禮。狩訖、乘輅振旅而還如常儀。(皇帝講武)

・其因講武以狩、則先設圍亦如之也。(皇帝田狩)

先天二年(七一三)一〇月に玄宗が新豐縣に行幸した折には、一三日(癸卯)に驪山で講武が、翌一四日(甲辰)には同縣界の渭水で田獵が行われており(『資治通鑑』卷二一〇)、兩者の連續開催が實際にも行われていたことが確かめられる。

(14) 『禮記』月令には「季秋之月」に田獵が、「孟冬之月」に講武が配されている。また『續漢書』禮儀志五・獮劉には、後漢時代に立秋講武が行われていたことが記され、『三國志』卷一・魏書・武帝紀・建安二年三月條・裴注所引『魏書』は、漢が秦制を承け、農事を避けて一〇月のみに講武を行っていたと述べる。

なお開催時季を含む軍禮のあり方全般が、經書から『開元禮』に至る禮學史上においていかに論議され、變遷してきたかについては、それ自體で大きな思想的課題であり、ここで十分論及する準備が今のところ筆者にはない。さしあたり本稿では、『開元禮』の軍禮がさまざまな經書の思想を受け継ぎ、これを集大成していることの確認に議論を限定しておく。

(15) 『舊唐書』卷八九・王方慶傳、『唐會要』卷二六・講武・聖曆二年一〇月條。

(16) 『唐會要』卷二六・講武・顯慶五年三月二八日條

講武于并州城北。……一鼓而示衆、再鼓而整列、三鼓而交前。左爲曲直圓銳之陣、右爲方銳直圓之陣、三挑而五變、步退而騎進、五合而各復其位。……

『冊府元龜』卷一二四・帝王部講武・先天二年一〇月癸亥條

親講武於驪山之下。……列大陣于長川、坐作進退、以金鼓之聲節之。三軍出入、號令如一。

なお顯慶五年の講武記事からは「五陣」も行われたことが窺える。

(17) 『張説之文集』卷一三「皇帝馬上射贊」

(一箭中兩鹿、横貫、走五十餘步方倒)

雙鹿並去、一箭横連。上思陵寢、以獻時鮮。

(是日還宮苑內、用大箭射走鹿四十口、分賜諸王・郡王及從人等)

帝入靈園、數百鹿。射其四十、頒諸羣后。

(18) 『舊唐書』卷三・太宗紀下・貞觀四年一〇月甲辰條、同・貞觀五年正月丙子條。

(19) 陳一九九八・二一六―二二七頁。

(20) 『開元禮』卷八五・皇帝講武

諸州使人及蕃客先集於都壇北和門外、東方・南方立於道東、西方・北方立於道西、皆向輅而立、以北爲上。於駕將至和門、奉禮曰「再拜。」在位者皆再拜。皇帝入次、謁者引諸州使人、鴻臚卿引蕃客、東方・南方立於大次東北、南向、以西爲上。西方・北方立於大次西北、南向、以東爲上。

(21) 貞觀五年(六三二)正月、顯慶五年(六六〇)一二月、上元三年(六七六)、開元一三年(七二五)一〇月の田獵

にはそれぞれ諸蕃の族長ないし使節が参加していたことが明記されている(それぞれ『唐會要』卷二八・同年正月一三日條、『冊府元龜』卷一一〇・帝王部宴享一、『舊唐書』卷七三・薛元超傳および『文苑英華』卷六九四・薛元超「諫蕃官仗內射生疏」、『唐會要』卷二七・行幸・開元一三年一〇月一日條)。

(22) 『唐會要』卷二六・講武・開元八年八月條

敕……宜差使于兩京及諸州、揀取十萬人、務求灼然驍勇、不須限以蕃漢。

(23) 『開元禮』卷八五・皇帝講武

若有觀者、立於都壇騎士仗外、四周任意。

(24) 『冊府元龜』卷一二四・帝王部講武・先天二年一〇月癸亥條

親講武於驪山之下。……長安士庶、奔走縱觀、填塞道路。

(25) 先天二年一〇月の講武は「徵兵二十萬、旌旗亘五十餘里」(『冊府元龜』卷一二四)、開元二〇年一〇月の講武は「勒兵三十萬、旌旗亘千里」(『文苑英華』卷八七八・玄宗「后土神祠碑序」)と傳えられる。

(26) 武德八年一二月、貞觀四年一〇月、同五年正月の田獵では、布帛が賜與された(いずれも『冊府元龜』卷七九・八〇・帝王部慶賜)。

(27) 永徽二年一〇月の詔では、百官が田獵用動物を獻上することが問題視され、それが禁止されている(『冊府元龜』卷一六八・帝王部却貢獻)。

(28) 渡邊一九九六、梅原一九八六、金子二〇〇一。

(29) 『唐會要』卷二七・行幸・開元一三年一〇月一日條。

(30) 『資治通鑑』は本記事を元和五年六月に繫年する(卷二三八)。

(31) 路季登は大曆六年の進士(『舊唐書』卷一七七・路巖傳)であり、かつ大曆七年一〇月に禁苑で行われた田獵は代宗が一矢で二兔を射たことで大いに盛り上がり、このエピソード

ソードを史官に付すことをめぐって宰相と代宗の間で文書のやりとりがあった(『冊府元龜』卷三七・帝王部頌德)。

このような事情から、本賦も同年作成のものとして推測した。

(32) 『舊唐書』卷二五・禮儀志五

唐禮……季冬蜡祭之後、以辰日臘享於太廟、用牲如時祭。

(33) たとえば貞觀一三年、同一四年の田獵など(『冊府元龜』

卷一五・帝王部田狩)。

(34) 貞元一〇年、同一一年、元和一五年の田獵など(同右)。

また貞元三年二月庚辰、八年二月甲辰のケース(ともに『新唐書』卷七・德宗紀)も同様と推測される。

(35) 于邵は『舊唐書』卷一三七・『新唐書』卷二〇三に列傳があり、貞元八年(七九一)頃八一歳で卒したという。

(36) 『通典』卷四四・禮典四・沿革四・吉禮三「大禘」。

(37) 清木場一九九七・第三編第三章「帝賜」。

(38) 張渭「進白鷹狀」、鄭細「爲易定張令公進籠鷹狀」(いずれも『文苑英華』卷六四二)、元稹「進馬狀」(『元氏長慶集』卷三六)。このほか令狐楚「爲太原李說尚書進白兔狀」

(『文苑英華』卷六四二)、劉禹錫「爲京兆韋尹進野豬狀」

(『劉禹錫集』卷一七)など、百官が自ら狩獵で捕らえた

獲物を献上するケースも見られる。

(39) 『冊府元龜』卷一六〇・帝王部革弊・寶曆二年二月庚

申詔。また穆宗から僖宗までの歴代皇帝は、おおむねその遺詔のなかに宮中の鷹犬解放を盛り込んでいるが、宣宗以外の遺詔は何れも狩獵用の鷹犬は例外としている(いずれ

も『唐大詔令集』卷六六・遺詔)。

(40) 乾德五年一月には馬が、開寶二年正月には名馬と銀器が、太平興國五年二月には襦袴が、景德元年一月には錢・帛・馬がそれぞれ賜與されたとの記録がある(いずれも『宋會要』禮九一二・三・田獵)。

(41) 端拱元年には鷹犬の貢獻が禁止され、同三年には節度使から獻じられた鶴の受け取りを太宗が拒否している(いずれも『宋會要』禮九一二・田獵)。進奉慣習の嚴存と制限令とのせめぎ合いが窺われよう。

(42) 『宋會要』禮一七八六・薦新・雍熙二年一月條。

(43) 『宋會要』禮九一二・田獵・淳化五年二月丙戌條。

(44) 咸平三年二月および景德三年二月の田獵では獲物の供獻が行われたことが記録されている(いずれも『宋會要』禮九一二・田獵)。

(45) 慶曆五年八月、兵部員外郎李東之の奏請により再開が検討され(『長編』卷一五七・同月壬戌條、同年一〇月、翌年十一月の二度にわたって盛大に舉行された(『宋會要』禮九一二・田獵)。

(46) 田獵の混亂ぶりと、開催への反對意見については、『長編』卷一六〇・慶曆七年三月乙亥條に載録された御史何郯の上奏に詳述されている。

(47) 『宋史』卷一二一・禮志・田獵

其後以諫者多、罷獵近旬。自是、終靖康不復講。

(48) ただしこれらは同書の闕失部分(卷五一・六七)に該當しており、今日では巻頭の目録からその篇目を知ることが

できるのみである。

- (49) 藩鎮單位で練兵式典が行われていたことは、唐代後期の多くの史料から確かめられる。たとえば貞元一七年から元和四年にかけて河東節度使の任にあった嚴綬（『唐方鎮年表』卷四）が在任中に實施した講武は、『元氏長慶集』卷五五「故金紫光祿大夫贈太保嚴公行狀」にその盛大さが記されている。

- (50) 『玉海』卷一四五・兵制・講武田獵下「建隆便殿講武」所引「開寶通禮」

開寶通禮、有四時講武儀。……

- (51) 『長編』卷一八・同年九月丁未條。

- (52) 『玉海』卷一四五・兵制・講武田獵下「咸平東武村大閱」。

- (53) 『宋史』卷二六〇・崔翰傳

太平興國二年秋、講武於西郊。……翰分布士伍、南北綿互二十里、建五色旗號令、將卒望其所舉、以爲進退、六師周旋如一。

『宋史』卷一二一・禮志二四・軍禮・閱武

殿前都指揮使王超執五方旗以節進退、又於兩陣中起候臺相望、使人執旗如臺上之數以相應。初舉黃旗、諸軍旅拜。舉赤旗則騎進、舉青旗則步進。每旗動則鼓賊士譟、聲震百里外、皆三挑乃退。次舉白旗、諸軍復再拜呼萬歲。有司奏陣堅而整、士勇而厲、欲再舉、詔止之、遂舉黑旗以振旅。

- (54) 唐代は表4のデータをもとに集計した。また五代・北宋

については實施記事数がそれぞれ計二五件・一一〇件にも及ぶため、本稿においてすべての出典を明示することはできないが、『玉海』卷一四五・田獵講武下を基礎に、『宋史』本紀、『續資治通鑑長編』、『宋會要輯稿』禮九一五一〇・大閱講武によって補ったもので、繫年不明で零細な筆記史料等の記録は除外してある。

- (55) 『宋史』卷一九五・訓練之制にも同記事がある。

- (56) 北宋時代には、同じく皇帝臨御のもと射弓が行われ、饗宴や賞與を賜わる「宴射」という行事もある。ただこれは、射禮系統の行事であり、本章で対象としている講武の延長線上としての射弓とは區別する必要がある。

- (57) 『開元禮』講武に賜與の規定はなく、實際の賜與事例も表4に挙げたように唐代を通じて二例に留まる。

- (58) 『唐闕史』上「周丞相對敷」

文宗皇帝自改元開成後、嘗鬱鬱不樂、駕幸兩軍、毬獵宴會、十減六七。

- (59) 『冊府元龜』卷一一〇～一一一・帝王部宴享二一三には、皇帝と禁軍が饗宴と贈與を媒介に密接な關係を記した記録が多數残されている。

- (60) 『唐會要』卷二八・蒐狩・貞元一一年二月臘日條

畋于苑中。……畢事、幸神策軍左廂、勞饗軍士而還。

- (61) 『舊唐書』卷一三・德宗紀は本件の日附を同月壬戌とする。

- (62) 『資治通鑑』卷二三七・元和五年六月條。

- (63) 『新唐書』卷八・武宗紀。

(64) 崔鉉撰の同碑は、『集古錄目』卷一〇・『寶刻叢編』卷八・『金石文字記』卷五に題跋があり、錄文は『全唐文新編』卷七五九（吉林文史出版社、二〇〇〇）に載録されている。また『類編長安志』卷一〇「石刻」には碑の殘存が記録されている。柳公權が筆を執ったこの碑はその殘拓が折帖の形で傳存し（『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』中州古籍出版社、一九八九、第三二冊・一〇七頁に掲載）、書道の教本として今日商業出版もされている。

(65) 『開元禮』の規定に近い講武が、恐らく唐代後期と思われる時期に一件だけ見出される。

皇帝順時觀武、乘暇會群。百蠻在庭、如蟻慕於殫附。千官翊聖、類星拱之垂文。……都人士女、雜沓續紛。或側肩以馳見、或奔躍以樂聞。衆觀迭改、群心如待。……奉旗命伍、抽戈按節、侔三邊之挑戰、壯六軍之校閱。……（『文苑英華』卷八一・李濯「內人馬仗賦」）

しかしこの場で部隊を構成したのは内人、すなわち宮廷女官である。本賦では彼女たちに華やかな武装を施し、古式ゆかしく講武を行わせたことが謳われており、形式的壯麗さのみを残して遊興化した講武の姿を読み取ることができる。『全唐文』卷五三六は、建中年間に記事の見える「李濯」を本賦の作者と見ており（『新唐書』卷一四八・康日知傳）、これが正しければ唐代後期の遊興化した講武

像を知る手がかりとして非常に興味深い。ただ唐代には開元年間に地方官を歴任した「李濯」もあり、こちらに比定する可能性も實は排除できない（郁賢皓『唐刺史考全編』安徽大學出版社、二〇〇〇、延州・坊州・邠州の項を参照）。本稿ではここに注記するに留めておく。

(66) 開元年間に倉部員外郎を務めた梁獻という人物の作品「大閼賦」（『文苑英華』卷六四）には、次のような一節がある。

……遂以畋而以狩、知足食而足兵。戎士趨夫、呈才逞武、將櫻戾以雄入、顧振旅而盡取、公之私之、有倫有矩。

田獵を遂行し、規範に従って獲物を分け合っていくことは、府兵制の衣糧自辨（足食足兵）理念と整合する、との唐人の思想をここに読み取ることができよう。なおこの人物の履歷については、孟冬「登科記考補正」（北京燕山出版社、二〇〇三）卷五・先天二年條（上卷・一九七頁）を参照。

〔附記〕

本稿は、平成一七年度科学研究費補助金（若手研究B「中國傳統社會における軍事の位置」）による研究成果の一部である。

such a position can be confirmed only after the ruling order of the dynasty was shaken, when revolts occurred successively in the reigns of King Li and Xuan and when the full-fledged foreign campaigns of King Kang's reign were viewed in hindsight. The inscription on the Lai pan vessel reflects the historical consciousness of the later Western Zhou. The joint record of the foreign expeditions of Kings Zhao and Mu and the silence on the exploits of kings Gong, Yi 懿王, Xiao, and Yi 夷王 were carried on in the later historical sources.

MILITARY CEREMONIALS AND SOCIAL ORDER IN THE PERIOD OF UPHEAVAL BETWEEN THE TANG AND SONG DYNASTIES

MARUHASHI Mitsuhiro

This study focuses on military ceremonials, and in particular the imperial hunt 田獵 and military drills 講武, in analyzing how social order was meditated by military affairs in the period of upheaval between the Tang and Song dynasties.

In the early period of the Tang dynasty the emperor, foreign embassies, leading civilian and military officials, soldiers and ordinary citizens would all assemble for the imperial hunting expeditions and ceremonial military drills. These assemblies served as representations of the Tang imperial order. The participants would follow a program prescribed in the classics and jointly conduct military exercises. They would thereby confirm their individual places in the imperial order. Moreover, in the case of the imperial hunt, a portion of the game that had been caught during the hunt was shared by the participants in a communal meal, and another portion was used as an offering at the tomb of the imperial ancestors. This practice also emphasized the unity of the entire empire, including the imperial ancestors.

Military ceremonials, however, changed greatly as time passed. In the case of the imperial hunt, the practice of the emperor and his subjects exchanging the game taken and other items spread during the late Tang. Then in the Sung, the practice of offering game to the imperial tomb itself died out. In short, the fact that the fruits of this military training were shared in a reciprocal, quid pro quo, manner by sovereign and subject rather than shared communally among the members of the empire, was important as a turning point in the mediation between the two.

A similar phenomenon occurred in the case of military drills. In other words,

full representation of the entire empire on the parade grounds became a rarity, the emperor would make imperial progresses to specific military camps, evaluate the military skills of the officers, and make awards.

To summarize, in both ceremonials that which mediated between sovereign and subject were practices like military training or the sharing of game, whose context shifted from what was essentially a military one to an individual relationship of reciprocity unrelated directly to the military. In other words, the motivation to mediate the social order through military means faded greatly. By the time of the late Song dynasty, the continued existence of the two ceremonials, which had lost their essence, came into question.

TRIBUTE GRAIN 漕糧 AND ITS SURPLUS 餘米 DURING THE MING DYNASTY

TAGUCHI Kôjirô

The aim of this study is to illuminate the financial act of grain tribute 漕運 system and its relationship to the non-institutional factors such as physical distribution of the time.

By establishing its political and military center in a location far from the principal sources of the land tax, the Ming dynasty was required to invest resources in establishing material supply lines and maintaining their stable operation. Given the high cost of such operations, the bulk goods such as grain could not continue to be sent to Beijing endlessly. In accordance with the increase in the number of the people involved, the amount of individual payments was naturally limited. One of the countermeasures chosen as most appropriate was the allotment of one *dan* 石 per month as the grain ration for both soldiers and officials. This allotment was fundamentally maintained even after 1522 when the collection of tribute grain 漕糧 was remarkably commuted to silver. In this case, the short-term decrease in the amount of tribute grain collected in kind was not in the least the result of the general preference for employing silver as payment, even if payment in silver was indeed an important factor in easing the operation of the governmental finance. After a period of trial and error, the method of paying two months of the ration to the military in silver became fixed in 1582.

The monthly allotment of one *dan* of grain alone cannot be presumed to indicate that there was consumer's surplus in a numerical sense. Therefore,